

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 11 月 29 日 (火) 第 367 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 宅地建物取引士の講習実施計画 (建築課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第833号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
三井調剤薬局寿店	鹿屋市寿三丁目11-29	令和 4 年 11 月 1 日	更生医療

鹿児島県告示第834号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備えて置いて縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区	域

小川内地区	次に掲げる標柱の1号と2号を直線で結んだ線，同標柱の1号と12号を直線で結んだ線，同標柱の2号と19号を直線で結んだ線及び同標柱の12号から19号までを順次直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
標柱	標柱の所在地
1号	平成30年12月14日鹿児島県告示第1110号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域の小川内地区の区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の1号
2号	既指定区域の標柱の2号
12号	始良市蒲生町米丸字上川内2411番3
13号 14号	始良市蒲生町米丸字上川内2411番5
15号	始良市蒲生町米丸字上川内2411番4
16号	始良市蒲生町米丸字上川内2411番8
17号	始良市蒲生町米丸字上川内2411番7
18号 19号	始良市蒲生町米丸字上川内2411番12

鹿児島県告示第835号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は，鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
大和浜5地区	次に掲げる標柱の1号から12号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と12号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
標柱	標柱の所在地
1号	大島郡大和村大字大和濱字松崎19番2
2号 3号 4号	大島郡大和村大字大和濱字松崎17番1
5号	大島郡大和村大字大和濱字親川1262番
6号	大島郡大和村大字大和濱字親川1261番
7号	大島郡大和村大字大和濱字松崎8番
8号	大島郡大和村大字大和濱字松崎14番
9号	大島郡大和村大字大和濱字松崎15番
10号	大島郡大和村大字大和濱字松崎16番2
11号	大島郡大和村大字大和濱字松崎17番4
12号	大島郡大和村大字大和濱字松崎25番

鹿児島県告示第836号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	いちき串	急・上名4及び急・上名5

	木野市	
--	-----	--

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第837号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	いちき串 木野市	急・上名 4 及び急・上名 5

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第838号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	いちき串 木野市	急・上名 4 及び急・上名 5

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第839号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	いちき串 木野市	急・上名 4 及び急・上名 5

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第840号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（同法第22条の3第2項にお

いて準用する場合を含む。)の規定により、宅地建物取引士証の交付又は宅地建物取引士証の有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

なお、昭和56年4月1日鹿児島県告示第582号(宅地建物取引主任者の講習実施計画)は、廃止する。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会が実施する講習
- 2 公益社団法人全日本不動産協会が鹿児島県内で実施する講習
- 3 他の都道府県知事が宅地建物取引業法第22条の2第2項(同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定した講習。ただし、当該講習を受講しなければならないやむを得ない事由があると鹿児島県知事が特に認めた場合に限る。

大隅地域振興局告示第34号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 4 年 11 月 29 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニコニコライステーション	鹿屋市共栄町8番11号	株式会社 nic oniko t r y s t a t i o n	鹿屋市共栄町8番11号	大迫 勝代	令和 4 年 8 月 31 日	児童発達支援

大隅地域振興局告示第35号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 11 月 29 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 ちゃあがんじゅう	曾於市末吉町深川2729-11新原B棟	GOAT株式会社	曾於市末吉町深川12488番地3	玉城 裕也	令和 4 年 9 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス
はっぴーone	鹿屋市川西町4669番地5	株式会社純隆	鹿屋市川西町4669番地5	吉留 祐子	令和 4 年 9 月 1 日	保育所等訪問支援

大隅地域振興局告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 4 年 11 月 29 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

太陽の城	鹿屋市野里町 3034-1	株式会社ケイン ン	鹿屋市西原四丁 目12番15号	郷原 建樹	令和 4 年 9 月 1 日	生活介護
------	------------------	--------------	--------------------	-------	-------------------	------

公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第21号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「昭和29年鹿児島県条例第33号」の次に「。付則第3項において「給与条例」という。」を加える。

第2条の2を次のように改める。

第2条の2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、別表第1の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

付則に次の1項を加える。

- 3 給与条例附則第11項、第13項、第17項又は第18項の規定の適用を受ける職員に対しては、単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第13号）附則第3項の規定は適用しない。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

附 則

- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号。以下「整備条例」という。）附則第 35 条の規定によりその例によることとされている整備条例附則第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条の 2 に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の規則第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている整備条例附則第 35 条の規定によりその例によることとされている整備条例附則第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 27 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。
- 整備条例附則第 35 条の規定によりその例によることとされている整備条例附則第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 131 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 11 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 真バジリスク L F	株式会社メーシー	2P1130
回胴式遊技機	S パチスロ戦国無双 3 Z Y T C D	山佐ネクスト株式会社	2S0591
回胴式遊技機	S T E R I Y A K I P A 1	株式会社パオン・ディーピー	1S1808